市民参加実施予定シート

予　定
平成27年4月1日時点

担当課（　学校教育課　　）

1　市民参加の手続　実施予定について

通称	北部中学校通学区域の変更について	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・流山市立中学校の指定区域が決まることにより,就学する生徒の適正な教育環境が確保される。 ・児童が安心して通学ができる環境を整備できる。 <デメリット>
名称	流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正		
概要	流山市が設置した北部中学校に就学している生徒の内、東深井中学校区域、常盤松中学校区域の一部に在住し、通学区域外から就学している生徒が多いことから、通学区域を検討するために、学校規模、通学距離、通学経路、地域コミュニティ等を踏まえて、通学区域を変更する場合は、「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」を改正するものである。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの （条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの （第5条第2項の規定）	
□	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
□	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
■	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）

実施方法			実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	■	審議会等	H26.12/16、H27.3/23,(2回実施)	審議会委員(専門員、公募委員を含む市民等)	流山市通学区域審議会	（審議会） ・通学区域は、学校規模、通学距離、通学経路についての規定や指針、地域コミュニティの考え方などの様々な専門的な見地からの審議や意見を取り入れることとされていることから、学校長、PTA,,地域の状況を良く把握している方々を委員として、審議や意見を聴取する必要があるため。 （意見交換会） ・指定区域の見直しを検討している区域について、保護者との意見交換をすることにより教育委員会の考えを伝えることができ、また、保護者の率直な意見を聴取することができると考えたため。
	□	パブリックコメント手続				
	■	意見交換会	H27.1/7,1/8,2/28（計4か所で実施）	一般対象者（保護者、地域住民）		
	□	公聴会				
	□	政策提案制度				
	□	その他				

（3）市民参加のスケジュール（予定）

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
								審議会（1～2回程度予定）							
								説明会(1回～2回予定)							

2　当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由